

天神三丁目地区計画 運用基準

1 建築物の用途について

(用語の定義)

- ① 住宅（兼用住宅を含む）・・・建築基準法 別表第2（い）項第1号及び第2号に掲げるもの
- ② 共同住宅、寄宿舍又は下宿・・・建築基準法 別表第2（い）項第3号に掲げるもの
- ③ 倉庫業（貨物運送業）を営む倉庫・・・建築基準法 別表第2（へ）項第5号に掲げるもの
- ④ カラオケボックスその他これに類するもの・・・建築基準法 別表第2（ほ）項第3号に掲げるもの

2 建築物の敷地面積について

(敷地面積の定義)

- ① 建築確認申請を伴うもの・・・一の建築物又は用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地
- ② 建築確認申請を伴わないもの・・・土地の利用上不可分の関係にある一団の土地

(ただし書きの適用)

- ① 公園・広場等に設けられる公衆便所又は休憩所の敷地
- ② 路線バスの停留所の上屋の敷地
- ③ 電気・通信・ガス・上下水道等の管理のために必要な建築物、工作物等の敷地
- ④ 巡査派出所、郵便局、老人福祉・児童厚生施設等公共公益上、必要不可欠であり、かつ最低限度の敷地面積の確保が困難である建築物の敷地
- ⑤ 敷地内の工事などによる一時的な建築物、工作物等の敷地

3 壁面の位置について

(壁面の位置)

- ① 確認申請上床面積に算入されない出窓については、壁面後退の制限は適用しない。ただし、地袋等により確認申請上床面積に算入される出窓については、壁面後退の制限を適用する。
- ② ベランダ、バルコニーその他これに類するものについては外壁とみなし、壁面後退の制限を適用する。

- ③ 独立した車庫、物置等附属建築物については、壁面後退の制限を適用する。ただし、建築物の高さが2.5m以下であって、床面積の合計が15㎡以内の建築物又は床面積の合計が30㎡以内の壁面を有しない建築物については、壁面後退の制限は適用しない。
- ④ 給湯器、エアコンの屋外機等の設備機器については、壁面後退の制限は適用しない。
- ⑤ 敷地内の地盤面以下にある建築物、工作物等については、壁面後退の制限は適用しない。

(ただし書きの適用)

次の①から④までの条件に共通して、建築物の高さは2.5m以下とすること。

- ① 敷地内の管理のために最低限必要であり、壁面後退線の内側に建築しなければ、著しい機能低下が認められる建築物
- ② 公園・広場等に設けられる公衆便所又は休憩所
- ③ 路線バスの停留所の上屋
- ④ 電気・通信・ガス・上下水道等の管理のために必要な建築物
- ⑤ 敷地内の工事などによる一時的な建築物

4 高さについて

(建築物の高さ)

建築基準法施行令第2条第1項第6号に規定する建築物の高さによる。

(ただし書きの適用)

次の①から⑦の条件を全て満たす建築物

- ① 公共公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ない建築物
- ② 当該建築物の周辺に十分な空間を持ち、日照等の与える影響を最小限に抑えた建築物
- ③ 千曲川左岸から上田城を眺める景観を著しく阻害しない建築物
- ④ 千曲川沿いの緑と調和し、太郎山等の自然景観を阻害しない建築物
- ⑤ 上田城西櫓から小牧山(東山)方面への眺望景観を阻害しない建築物
- ⑥ 高さの最高限度を超える位置に広告物等、屋外で公衆に表示されるものを持たない建築物
- ⑦ 壁面等の色彩を落ち着いたものとし、都市景観に配慮した色調・デザインの建築物

5 建築物の形態又は意匠について

(都市景観に配慮した色調・デザイン：商業地区、複合用途地区、公共地区)

- ① 色彩：建築物及び工作物の外観の色彩は、次の表のとおりとする。ただし、建築物若しくは工作物の着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は建築物若しくは工作物の見つけ面積の5分の1未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りではない。

使用する色相	明度	彩度
0.1R～10R	4以上とする	2以下とする
0.1YR～5Y	4以上とする	6以下とする
上記以外の色相	4以上8.5以下とする	1以下とする

※ この基準で示す色彩の基準は、日本工業規格（JIS）のZ8721に定める三属性（色相、明度、彩度）の表示方法（マンセル表色系）による。（以下同様）

- ② 壁面の構造：50m以上に渡って連続する壁面については、壁面に凹凸を設ける、あるいは色の濃淡をつけるなど視覚的な変化を持たせ、道路、公園等の公共空間の圧迫感を軽減すること。

(住宅景観に配慮した色調・デザイン：住宅地区)

上田城、千曲川及び鉄道沿線等からの眺望に配慮すると共に、背景となる太郎山等の山並みと調和するよう、以下のとおりとする。

- ① 色彩：建築物及び工作物の外観の色彩は、別表1のとおりとし、別表2にする場合は単一色を不可として周辺景観と調和させた色調、デザインとする。ただし、建築物若しくは工作物の着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は建築物若しくは工作物の見つけ面積の10分の1未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りではない。

(別表1)

使用する色相	明度	彩度
0.1R～10R	5以上とする	2以下とする
0.1YR～5Y	5以上とする	4以下とする
上記以外の色相	5以上8以下とする	0.5以下とする

(別表2)

使用する色相	明度	彩度
0.1R~10R	3以上5未満	3以下
0.1YR~5Y	3以上5未満	4以下
	5以上7以下	4を超え4.5以下
N(無彩色)	3以上8以下	

- ① 屋根の形状：建築物は勾配屋根を基本とする。(独立した車庫、物置等の附属建築物を除く)
- ② 屋根の色彩：屋根の色彩は、別表3のとおりとし、外壁色と色相を調和させたものとする。
ただし、建築物若しくは工作物の着色していない木材、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩は、この限りではない。

(別表3)

使用する色相	明度	彩度
0.1R~5Y	6以下とする	2以下とする
N(無彩色)	6以下とする	
上記以外の色相	5以下とする	0.5以下とする

(不特定多数の出入・移動が見込まれる建築物)

長野県福祉のまちづくり条例第2条第2項に規定する「特定施設」

6 垣又はさくの構造について

(樹木と組合せた塀、垣又はさく)

- ① 道路、公園等の地盤から1.0mの高さにおいて透視可能なフェンス、塀、垣又はさく越しに低木(樹高2m未満)、中高木(樹高2m以上)が容易に望見できるもの。樹木の必要本数は、10mあたり低木の場合10本以上、中高木の場合1本以上とする。
- ② 道路、公園等の地盤から1.0mの高さにおいて透視不可能かつ道路、公園等の地盤からの高さが1.5m以下のフェンス、塀、垣又はさく越しに中木(樹高2m以上4m未満)、高木(樹高4m以上)が容易に望見できるもの。樹木の必要本数は、10mあたり中木で2本以上、高木で1本以上とする。

(景観に配慮した素材又は仕上げを行った塀、垣又はさく)

- ① 土、竹木、石又は瓦等の素材を使用した塀、垣又はさく（土塀、竹垣等これに類するもの）
- ② 石積み又はコンクリート擁壁（道路、公園等の地盤からの高さが0.5m以下のものに限る）等の上部に上記①の素材を組合せたもの。
- ③ 茶系又は黒系の金属製フェンス（ただし、道路、公園等の地盤からの高さが1.5m以下）
- ④ 石積み又はコンクリート擁壁（道路、公園等の地盤からの高さが0.5m以下のものに限る）等の上部に上記③の素材を組合せたもの。（ただし、道路、公園等の地盤からの高さが1.5m以下）
- ⑤ 自然石風の加工を施したコンクリート塀又は化粧型枠により仕上げを施したコンクリート塀等これに類するもの。（ただし、道路、公園等の地盤からの高さが1.5m以下）

(禁止する塀、垣又はさくの例)

- ① 茶系又は黒系以外の金属製フェンスで、樹木との組合せがないもの。
- ② コンクリート擁壁又はコンクリート塀で、樹木との組合せがないもの。
- ③ 道路、公園等の地盤からの高さが1.5mを超える透視可能なフェンス、塀、垣又はさくで、樹木との組合せがないもの。（生垣、竹垣等これに類するものを除く）
- ④ 道路、公園等の地盤からの高さが1.5mを超える透視不可能なフェンス、塀、垣又はさく。（生垣、土塀、竹垣等これに類するものを除く）

(ただし書きの適用)

- ① 道路、公園に面する延長が50m以上に及び、規定の塀、垣及びさくを設置することが、著しく不利益になると認められ、かつ、敷地内の保安上及び管理上において、フェンス、塀、垣又はさくを設ける必要がある場合。
- ② 敷地内の工事などによる一時的な危険防止柵、目隠しフェンス等。

7 緑化について

(緑地面積の算入)

- ① 高木（樹高4m以上）・・・標準的な面積として、3.0㎡/本の面積算入とする。
- ② 中木（樹高2m以上4m未満）・・・標準的な面積として、1.5㎡/本の面積算入とする。
- ③ 低木（樹高2m未満）・・・標準的な面積として、0.1㎡/本の面積算入とする。

- ④ 花壇…コンクリートブロック、レンガブロック等明確な区分けを行っている部分の2/3の面積を算入する。ただし、道路、公園等の公共の用に供する場所から容易に望見できるものに限る。
- ⑤ 芝張り…実際の面積を算入する。ただし、道路、公園等の公共の用に供する場所から容易に望見できるものに限る。
- ⑥ 以上の算定方法によるもののほか、都市緑地法施行規則第9条に定める方法により算定することができる。ただし、道路、公園等の公共の用に供する場所から容易に望見できるものに限る。

(削除・伐採・枯死・位置の変更時の対応)

届出時に申請した緑地の削除・伐採・位置の変更を行う場合は、緑化率の基準を上回る面積を確保しなければならない。又新しい緑地位置の届出をする必要がある。

8 広告物について

(広告物の定義)

常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

(建物と一体性を持ち建物意匠と調和の取れたもの)

- ① 面積：自己用広告物であり、かつ同一敷地内での掲示面積の合計を1㎡以下とする。ただし、幹線道路（16m幅員）に面する地区においては3㎡以下とする。
- ② 色彩：地色の彩度は10度以下とする。（地色：広告物のうち最大の面積を占める色の部分）
- ③ 高さ：掲示する広告物の上端は建築物の棟高以上に突出させないこと。
- ④ 種類：動画を表示するもの、ネオンサインその他電飾のあるものは掲出しない。
- ⑤ 時間：照明のある広告物は、営業時間以外は消灯する。ただし、幹線道路（16m幅員）に面する地区においては、適用しない。

9 各制限の特例の適用について

地区整備計画のただし書きを適用する場合は、あらかじめ上田市建築審査会の意見聴取をしなければならない。

10 届出について

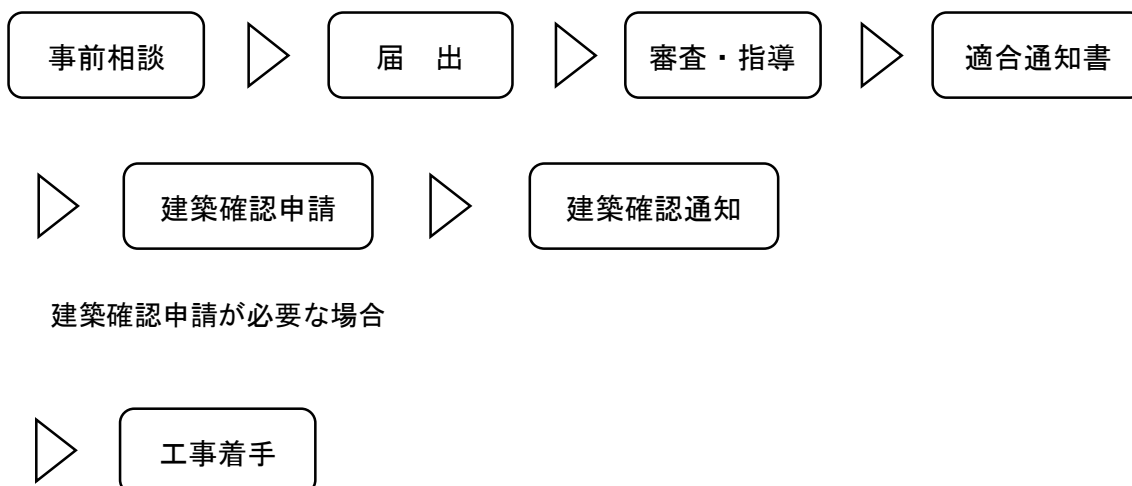
(届出の必要な行為：都市計画法第58条の2参照)

- ① 区画形質の変更（敷地を分割したり、道路をつくるなどの造成をする場合）
- ② 建築物の建築（新築・改築・増築・移転をする場合）
- ③ 工作物の建設（看板、煙突、柱などを建設する場合）
- ④ 建築物の用途の変更（店舗⇒住宅、住宅⇒工場などの用途を変更する場合）
- ⑤ 建築物等の形態・意匠の変更（壁の塗り替えなどの建築物の外観を変更する場合）
- ⑥ 門・塀・垣・さく・フェンス等の設置、変更、移転
- ⑦ 樹木・緑地・花壇の削除・変更（公共地区・住宅地区のみ）

(届出先・問合せ先)

工事着手の30日前に、地区計画の内容と適合しているかどうかの判断ができる書類・図面を提出しなければならない。届出書類の提出先・問合せ先は、上田市都市建設部都市計画課調査計画担当。

(手続きフロー)



(届出等の様式)

①は都市計画法施行規則別記様式第11の2、②は別記様式第11の3参照

- ① 地区計画の区域内における行為の届出書 (様式第1号)
- ② 届出事項に変更のあった場合 (様式第2号)
- ③ 届出事項に対する適合通知書 (様式第3号)
- ④ 特例による許可を受ける場合 (様式第4号)
- ⑤ 特例許可申請に対する許可通知書 (様式第5号)
- ⑥ 特例による許可を受けた建築物の建築主を変更する場合 (様式第6号)
- ⑦ 特例許可の申請を取下げの場合 (様式第7号)

(添付図書)

① 土地の区画形質の変更

図面	縮尺	備考
位置図	1/1,000以上	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面
設計図	1/100以上	平面図、横断図、構造図、敷地の求積図等で必要なもの

② 建築物の建築、工作物の建設又は建築物若しくは工作物の用途の変更

図面	縮尺	備考
位置図	1/1,000以上	当該行為を行う土地の区域を示したもの
配置図	1/100以上	敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面。公共地区・住宅地区においては、緑地も表示する。
立面図	1/50以上	建築物及び工作物(垣又はさく、広告物等を含む。)それぞれの立面図で、壁面及び屋根等の色彩も表示する。 外周全ての形態及び意匠を確認できるもの。
各階平面図	1/50以上	建築物である場合に限る

③ 建築物又は工作物の形態又は意匠の変更

図面	縮尺	備考
位置図	1/1,000以上	当該行為を行う土地の区域を示したもの
配置図	1/100以上	敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面
立面図	1/50以上	建築物及び工作物（垣又はさく、広告物等を含む。）それぞれの立面図で、壁面及び屋根等の色彩も表示する。 外周全ての形態及び意匠を確認できるもの。

④ 届出した事項を変更する場合

変更事項の内容により、該当する上記の①、②及び③の区分で定めた必要図面を添付すること。（いずれの場合も位置図は必要。）変更前及び変更後の内容を対照させて図示すること。

⑤ 特例による許可を受ける場合

図面	縮尺	備考
位置図	1/1,000以上	当該行為を行う土地の区域を示したもの
配置図	1/100以上	敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面。公共地区・住宅地区においては、緑地も表示する。
立面図	1/50以上	建築物及び工作物（垣又はさく、広告物等を含む。）それぞれの立面図で、壁面及び屋根等の色彩も表示する。 外周全ての形態及び意匠を確認できるもの。
各階平面図	1/50以上	建築物である場合に限る
イメージ図	任意	鳥瞰図、パース又は現況写真に予定建築物等を表示したもの等周辺との調和の度合いを確認できるもの
日影図	任意	当該建築物の日影の影響範囲（夏至・冬至）を示したものの（垣又はさくの構造の特定許可の場合を除く）

(届出を必要としない行為：都市計画法第58条の2第1項第1号から第5号までを参照)

- ① 通常の管理行為、軽易な行為（都市計画法施行令第38条の5参照）
- ② 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ③ 国又は地方公共団体が行う行為
- ④ 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準じる行為（都市計画法施行令第38条の6参照）
- ⑤ 都市計画法第29条第1項（開発行為）の許可を要する行為（都市計画法施行令第38条の7参照）

地区計画の区域内における行為の届出書

年 月 日

(届出先) 上 田 市 長

届出者 住所

氏名

㊟

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、{ 土地の区画形質の変更 ・ 建築物の建築
又は工作物の建設 ・ 建築物等の用途の変更 ・ 建築物等の形態又は意匠の変更 }について、
下記により届け出ます。

記

- 1 行為の場所 _____
- 2 行為の着手予定日 _____ 年 月 日
- 3 行為の完了予定日 _____ 年 月 日
- 4 設計又は施行方法

(1) 土地の区画形質の変更		区域の面積			平方メートル
(2) 建築物の建築 又は工作物の建設	(イ) 行為の種別(建築物の建築・工作物の建設)(新築・改築・増築・移転)				
	(ロ) 設計の概要		届出部分	届出以外の部分	合計
		(i) 敷地面積			平方メートル
		(ii) 建築又は建設面積	平方メートル	平方メートル	平方メートル
		(iii) 延べ面積	平方メートル	平方メートル	平方メートル
			(平方メートル)	(平方メートル)	(平方メートル)
		(iv) 高さ	(v) 用途		
地盤面から	メートル				
(vi) 緑化施設の面積	(vii) 垣又はさくの構造				
	平方メートル				
(3) 建築物等の用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積	(ロ) 変更前の用途	(ハ) 変更後の用途		
	平方メートル				
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更	変更の内容				

- 5 連絡先(施工者等) _____

(添付図面)

	図面	縮尺	備考
○	位置図	1/1,000以上	当該行為を行う土地の区域を示したもの
	設計図	1/100以上	平面図、横断図、構造図、敷地の求積図等で必要なもの
	配置図	1/100以上	敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面。 公共地区・住宅地区においては、緑地も表示する。
	立面図	1/50以上	建築物及び工作物(垣又はさく、広告物等を含む。)それぞれの立面図で、壁面及び屋根等の色彩も表示する。 外周全ての形態及び意匠を確認できるもの。
	各階平面図	1/50以上	建築物である場合に限る

(備考)

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 2 建築主と敷地所有者が異なる時は連署してください。
- 3 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載してください。
- 4 同一の土地の区域で2以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができます。
- 5 建築物等の用途の変更について変更部分が2以上あるときは、各部分ごとに記載してください。

届出事項の概要図 (縮尺: 1/)

※平面図又は配置図を縮小したものを添付してください。

地区計画の区域内における行為の変更届出書

年 月 日

(届出先) 上 田 市 長

届出者 住所

氏名



都市計画法第58条の2第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 _____ 年 月 日

2 変更の内容 _____

3 変更部分に係る行為の着手予定日 _____ 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 _____ 年 月 日

5 連絡先(施工者等) _____

(添付図面)

	図 面	縮 尺	備 考
○	位置図	1/1,000以上	当該行為を行う土地の区域を示したもの
	設計図	1/100以上	平面図、横断図、構造図、敷地の求積図等で必要なもの
	配置図	1/100以上	敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面。 公共地区・住宅地区においては、緑地も表示する。
	立面図	1/50以上	建築物及び工作物(垣又はさく、広告物等を含む。)それぞれの立面図で、壁面及び屋根等の色彩も表示する。 外周全ての形態及び意匠を確認できるもの。
	各階平面図	1/50以上	建築物である場合に限る

(備考) 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載してください。

地区計画の区域内における行為の届出に関する適合通知書

様

都市計画法第58条の2第{ 1・2 }項の規定に基づき、 年 月 日付けで届出のあった下記の行為について、当該地区に定められている地区計画に適合すると認めましたので通知します。

年 月 日

上田市長 土屋 陽一 ㊟

記

- 1 行為の場所 _____
- 2 行為の着手予定日 _____ 年 月 日
- 3 行為の完了予定日 _____ 年 月 日
- 4 設計又は施行方法

(1) 土地の区画形質の変更		区域の面積			平方メートル
(2) 建築物の建築又は工作物の建設	(イ) 行為の種別(建築物の建築・工作物の建設)(新築・改築・増築・移転)				
	(ロ) 設計の概要		届出部分	届出以外の部分	合計
		(i) 敷地面積			平方メートル
		(ii) 建築又は建設面積	平方メートル	平方メートル	平方メートル
		(iii) 延べ面積	平方メートル	平方メートル	平方メートル
			(平方メートル)	(平方メートル)	(平方メートル)
		(iv) 高さ	(v) 用途		
地盤面から	メートル				
(vi) 緑化施設の面積	(vii) 垣又はさくの構造				
	平方メートル				
(3) 建築物等の用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積	(ロ) 変更前の用途	(ハ) 変更後の用途		
	平方メートル				
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更		変更の内容			

(備考) 届出事項のうち、設計又は施工方法の変更が生じた場合は、都市計画法第58条の2第2項の規定に基づき、工事着手の30日前までに、行為の変更届出書の提出が必要となります。

地区計画の区域内における行為の許可申請書

年 月 日

(届出先) 上 田 市 長

申請者 住所

氏名



上田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第13条第{ 1 ・ 2 }項の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 建築主 (住所・氏名・連絡先)			
2 代理者 (住所・氏名・連絡先)			
3 設計者 (住所・氏名・連絡先)			
4 敷地の状況 (地名・地番・用途地域等)			
5 建築物の主要用途		6 種別	新築・増築・改築・移転・用途変更・ その他 ()
7 敷地面積	平方メートル (そのうち申請部分		平方メートル)
8 建築面積	平方メートル (そのうち申請部分		平方メートル)
9 延べ面積	平方メートル (そのうち申請部分		平方メートル)
10 敷地面積との比	建築面積	パーセント	・ 延べ面積
11 建築物の構造	造		
12 最高の高さ	メートル	・ 地上	階 ・ 地下
13 壁面等から境界線までの距離の最低値	道路から	メートル	・ 隣地から
14 垣又はさくの構造			
15 許可を必要とする理由			

(備考) 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

2 6欄は、該当するものを○で囲んでください。

地区計画の区域内における行為の許可通知書

様

上田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第13条第{ 1・2 }項の規定により、 年 月 日付けで申請のあった次の行為について、(次の条件を付して)許可しましたので、通知します。

年 月 日

上田市長 土屋 陽一 ㊟

条件			
1 建築主 (住所・氏名・連絡先)			
2 代理者 (住所・氏名・連絡先)			
3 設計者 (住所・氏名・連絡先)			
4 敷地の状況 (地名・地番・用途地域等)			
5 建築物の主要用途	6 種別	新築・増築・改築・移転・用途変更・ その他 ()	
7 敷地面積	平方メートル (そのうち申請部分	平方メートル)	
8 建築面積	平方メートル (そのうち申請部分	平方メートル)	
9 延べ面積	平方メートル (そのうち申請部分	平方メートル)	
10 敷地面積との比	建築面積	パーセント	延べ面積
11 建築物の構造	造		
12 最高の高さ	メートル	地上	階
		地下	階
13 壁面等から境界線までの距離の最低値	道路から	メートル	隣地から
			メートル
14 垣又はさくの構造			
15 許可を必要とする理由			

地区計画の区域内における特例許可建築物の建築主変更届

年 月 日

(届出先) 上 田 市 長

届出者 住所

氏名



次のとおり建築主を変更したいので、関係図書を添えて届け出ます。

1 変更前の建築主 (住所・氏名・連絡先)	
2 変更後の建築主 (住所・氏名・連絡先)	
3 許可年月日・番号	年 月 日 ・ 都第 号
4 敷地の状況 (地名・地番・用途地域等)	
5 建築物の主要用途	
6 変更の期日	年 月 日
7 変更の理由	

(備考) 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

2 特例許可を受けた後には、許可通知書の写しを添付してください。

地区計画の区域内における特例許可申請の取下届

年 月 日

(届出先) 上 田 市 長

届出者 住所

氏名



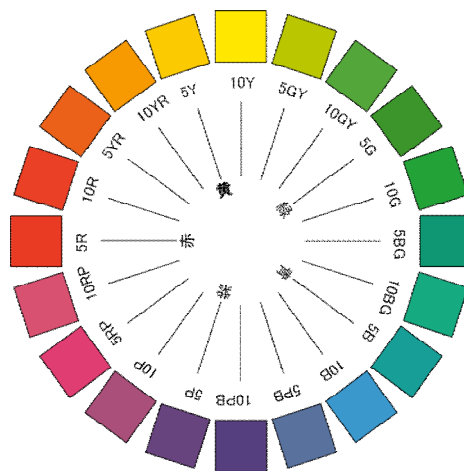
次のとおり特例許可申請を取下げたいので、届け出ます。

<p>1 建築主 (住所・氏名・連絡先)</p>	
<p>2 申請年月日</p>	<p>年 月 日</p>
<p>3 敷地の状況 (地名・地番・用途地域等)</p>	
<p>4 取下げの理由</p>	

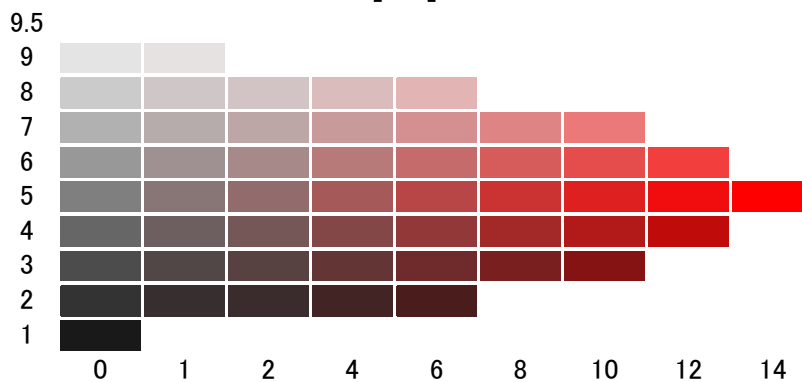
(備考)

- 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

- マンセル表色系は現在インテリアでは、最もよく使われている表色系です。
- 色相(Hue)は、赤(R)・黄(Y)・緑(G)・青(B)・紫(P)の5色と、それぞれの間の黄赤(YR)・黄緑(GY)・青緑(BG)・青紫(PB)・赤紫(PR)の5色の中間色相を加えた10色の色相が基本になります。
- 明度(Value)は完全な黒を0, 完全な白を10として、この間を等間隔に11段階に分けています。
- 彩度(Chroma)は無彩色を0として最大14程度までとなっています。
- 表示方法は有彩色の場合はHV/Cで表します。無彩色はNで表します。



[10R]



[10YR]

